

水質汚濁防止法における項目追加等の意見募集結果 及び答申の実施 環境省



このたび、平成23年9月29日(木)から10月28日(金)までに行った「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について(第2次報告案)」に対する意見募集(パブリックコメント)について、結果が公表されました。今回は1,4-ジオキサンの内容になります。また、この結果を受け、中央環境審議会から平成24年3月7日(水)に環境大臣へと第2次答申がなされ、取りまとめられました。

内容は以下の通りです。

- 排水基準としては、0.5mg/lとすることが適当である(環境基準の10倍)
- 特定地下浸透水に含まれる有害物質の濃度としては、0.005mg/l以上検出される場合とする
- 地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準としては、0.05mg/lとする(環境基準と同様)
- 特定施設として以下の3施設を追加
 - ・界面活性剤製造業の用に供する反応施設のうち、洗浄機能を有するもの
 - ・エチレンオキシドの混合施設
 - ・1,4-ジオキサンの混合施設
- 暫定排水基準として以下の業種にそれぞれ基準値が設定
 - ・感光性樹脂製造業:200mg/l
 - ・エチレンオキシド製造業、エチレングリコール製造業:10mg/l
 - ・ポリエチレンテレフタレート製造業製造業:2mg/l
 - ・下水道業:25mg/l(一定の条件を満たす業種においてのみ適用)

当社では水質汚濁防止法に係る排水分析や環境水分析において、数多くの実績があります。ご不明な点、ご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

2012年3月9日付 環境省報道発表資料

生活環境箇所 清水圭介

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに8月末からはゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定も開始しています。

お問い合わせはこちら